

第4回板橋区高齢者保健福祉 ・介護保険事業計画委員会	資料3
令和8年3月25日	

(仮称) 高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症施策推進計画 2029 の基本方針について

1 計画策定の趣旨

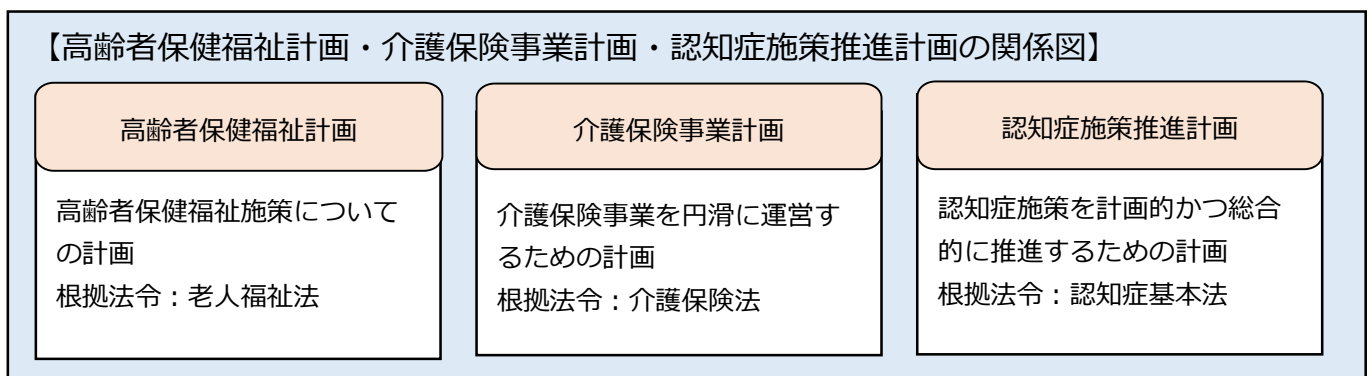
「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」の計画期間が令和8（2026）年度末で終了することに伴い、厚生労働大臣が定める基本指針等に基づき、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2029」を策定する。また、認知症基本法の趣旨に基づき、認知症施策を計画的かつ総合的に推進していくための「認知症施策推進計画」を上記計画と一体的に策定する。

本計画では、すべての団塊ジュニア世代が65歳以上となり、生産年齢人口の減少等が見込まれる令和22（2040）年を見据え、持続可能な介護保険制度の構築と、地域包括ケアシステムを具現化する「板橋区版A I P」のさらなる進化を図っていく。

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」に相当し、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び認知症基本法第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」と一体的に策定することで、区の高齢福祉施策及び介護保険事業の取組を包括的に推進していく。

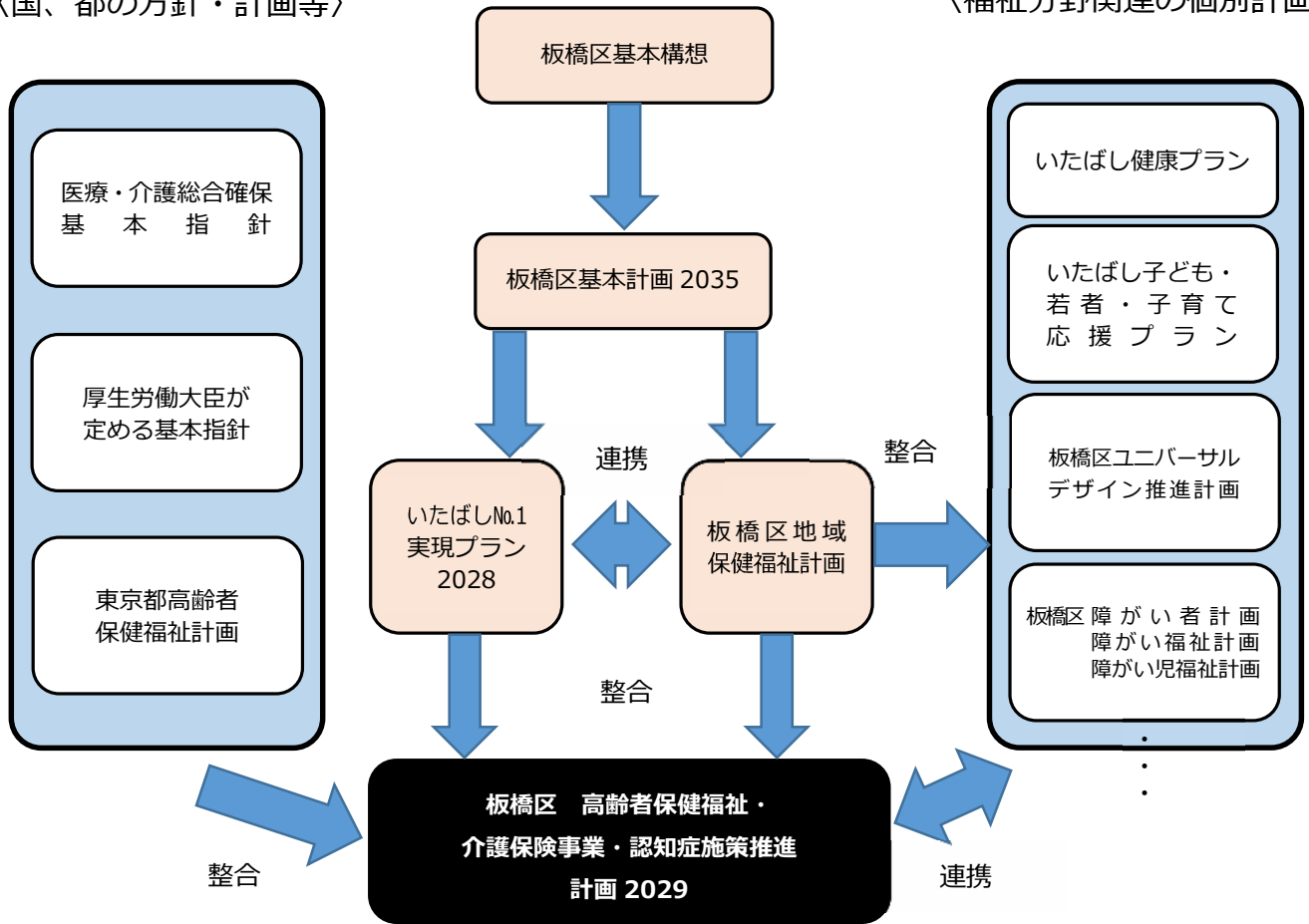
本計画では、令和7（2025）年に策定した「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや「いたばしNo.1 実現プラン 2028」に掲げる（1）ウェルビーイング戦略、（2）トランスフォーメーション戦略、（3）クリエイティブ戦略 の3つの戦略の方向性を踏まえつつ、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置きながら、関連する個別計画との整合を図られるよう策定していく。



【他の計画との関係図】

〈国、都の方針・計画等〉

〈福祉分野関連の個別計画〉



3 計画期間

本計画では令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間を計画期間とする。なお、計画策定にあたっては、すべての団塊ジュニア世代が65歳以上となり、生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる令和22（2040）年の状況や令和8年（2026）2月に策定した「板橋区基本計画2035」などの中長期的な視点も見据えたものとする。

	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)	15年度 (2033)
前期計画	板橋区基本構想・基本計画 2035								
前期計画	いたばし No.1 実現プラン 2028				次期計画 策定予定				
前期計画	板橋区地域保健福祉計画 2030						次期計画 策定予定		
板橋区 高齢者保健福祉・介 護保険事業計画 2026 (第9期)				板橋区 高齢者保健福祉・ 介護保険事業・認知症施策推進 計画 2029 (第10期)			次期計画 策定予定		次々期 計画 策定予定

4 基本的な視点

- 令和7年度に策定した「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや「いたばしNo.1 実現プラン 2028」に掲げる戦略の方向性を踏まえつつ、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」との整合を図りながら、次期計画を策定する。
- 「板橋区版A I P」のさらなる進化を図るため、「安心して住み続けることができる」という視点に「地域で生涯活躍」という視点を加えるとともに、「いたばし創造都市宣言」で掲げる、人と人との『つながり』を育み、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいく。
- 持続可能な介護保険制度の運営を推進するとともに、介護人材の確保・育成・定着支援及び介護現場におけるICT導入やDX支援に取り組んでいく。
- EBPM（エビデンスに基づく政策形成）の観点から、施策の実施状況評価体制にロジックモデルを導入し、施策と成果との因果関係を明確にすることにより、施策をより効果的に推進していく。

5 検討組織

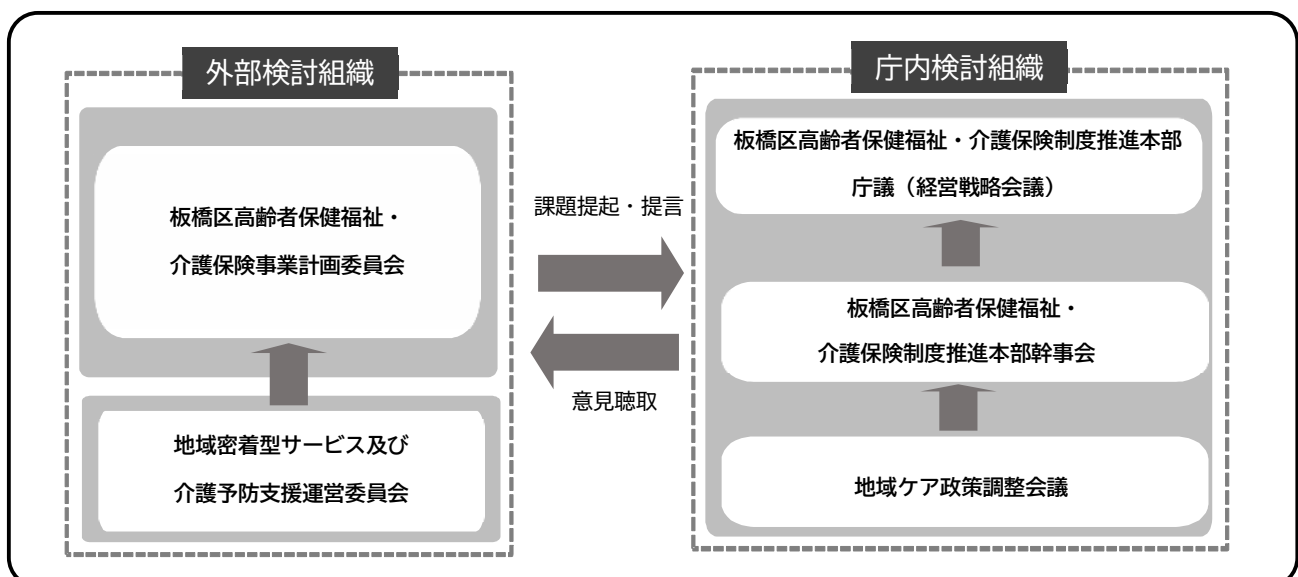
(1) 庁内検討組織

関係所管で構成する「地域ケア政策調整会議」にて議論した結果について「板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部幹事会」へ報告し、検討を進め、区長を本部長とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部（庁議）」において、決定する。

(2) 外部検討組織

学識経験者や保健医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、区民公募委員等から構成される「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」と介護保険法に定める区内の地域密着型サービスの適正な整備及び運営確保を目的とする「地域密着型サービス及び介護予防支援運営委員会」において、意見聴取し、計画に反映する。

【検討体制図】



6 区民意向の反映

令和7年度に、高齢者の生活実態や介護サービス等の利用状況、区内介護サービス事業者の経営・人材確保等の状況を把握するため「介護保険ニーズ調査」等のアンケート調査を実施した。計画策定の基礎資料として、課題整理や施策検討に活用する。

また、令和8年11月頃に計画素案のパブリックコメントを実施予定である。

7 策定までの流れ

月	策定行程	庁内検討組織	外部検討組織	区議会
3月	基本方針	■推進本部幹事会 (3/2)	■高齢者保健福祉・介護保険 事業計画委員会 (3/25)	
4月		■推進本部（庁議） (4/21)		
5月				■健康福祉委員会 (5/13)
6月	中間のまとめ	■推進本部幹事会 (6月下旬)		
7月		■推進本部（庁議） (7月下旬)	■高齢者保健福祉・介護保険 事業計画委員会 (7月中旬)	
8月				■健康福祉委員会 (8/26)
9月	素案	■推進本部幹事会 (9月下旬)		
10月		■推進本部（庁議） (10月下旬)	■高齢者保健福祉・介護保険 事業計画委員会 (10月中旬)	
11月			■パブリックコメント (11月下旬予定)	■健康福祉委員会 (11/4)
12月	原案	■推進本部幹事会 (12月下旬)		
1月		■推進本部（庁議） (1月下旬)	■高齢者保健福祉・介護保険 事業計画委員会 (1月中旬)	
2月				■健康福祉委員会 (条例改正・保険料設定) (2月中旬)

